

日本食育学会 会則

(総則)

第1条

本会は、日本食育学会と称す。

第2条

本会の事務局は、事務局長の勤務地におく。

(目的)

第3条

本会は、多面的な食育の視点から人々の生活に関する基本および臨床的研究の融合した発展を目指し、会員相互の連絡、および関連機関との交流を図り、人々の健康の増進と生活の質に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 国際交流の促進
3. 学術出版物の刊行
4. その他、本会の目的達成に必要な研究および事業

(会員)

第5条

本会の会員を次のように分ける。

1. 正会員
2. 学生会員 (大学院生を含む)
3. 団体会員

第6条

正会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入したもので、その年度の学術集会で業績を発表することができる。

(役員)

第7条

本会は、次の役員を置く。

- 会頭 1名
- 理事長 1名
- 理事数名
- 事務局長 1名

第8条

1. 任期

役員は任期は4年とし、留任・再任を妨げない。会頭は、本会を代表し、会務を総括する。(理事会、理事長ならびに理事)

2. 改選

役員は改選は、理事会において選出・推薦し、総会に諮って決定する。

第9条

理事は理事会を組織し、会則に定める事項その他、会務に関する事項を審議する。理事長は、理事会を招集する。理事会の定足数は、理事会構成員数の過半数とし、議事は出席者の過半数 (委任状を含む) をもって決す。可否同数の時は、理事長が決する。

第10条

会頭および理事長は、理事の中から選出される。理事は、理事長の業務を補佐し、理事長指定の職務を担当する。創立総会では、本会発足時の発起人から理事を選任し、以後、欠員理事は理事長が推薦し、総会の承認を得て選任するものとする。

第11条

会頭および理事長、理事の任期は、4年とし、留任・再任は妨げない。

(監事)

第12条

監事は、理事の中から選出し、本会の会計および資産を監査する。

(委員会および委員)

第13条

理事長は、必要に応じ、本会の運営に必要な各種委員会の設置および委員を委嘱することができる。

(総会)

第14条

総会は、少なくとも年1回開催する。理事長は、学術集會期間中に総会を招集し、議事を進行する。総会の決議は、出席会員の過半数 (委任状を含む) をもって決する。

(学術集会)

第15条

学術集會は、毎年1回開催する。学術集會議長は、理事会で推薦・選出する。

第16条

学術集會で発表するものは会員であることを必要とする。ただし、本会の主旨に賛同する非会員で、理事長が承認した場合には発表を行うことができる。

(会計)

第17条

本会の運営には、次の資金をあてる。

1. 会費

(正会員 5千円、学生会員 2千円、団体会員 1万円)

2. 年度会計の報告

年度会計の報告は、会計監事が理事会および、総会にはかり承認を得る。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3. その他の収入

本会の主旨の賛同者 (団体) からの寄付金を収入とする。

4. 学術集會会費は、別途定める。

(会則の変更など)

第18条

本会則の変更および細則の作成には、理事会の議を経て総会の承認を得る。

(付則)

本会則は、平成 18 年 6 月 27 日より施行する。

平成 21 年 6 月 28 日、一部改正する。

平成 22 年 6 月 27 日、一部改正する。

平成 25 年 6 月 25 日、一部改正する。

平成 27 年 6 月 25 日、一部改正する。